

令和8年度南部町会計年度任用職員（補充）募集要項

○ 募集する職種・内容

中学校スクールサポーター 1人【パートタイム】

【任用期間】令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

【勤務場所】町内の中学校

【勤務内容】中学校における特別な支援を要する生徒の学校生活及び学習活動の支援業務

【勤務日】学校長が指定する日

【勤務時間】8時～17時の間／週20時間程度

【給料等】時給 1,500円

【手当等】通勤手当（距離による）

【休暇】年次休暇及び特別休暇

【加入保険等】共済組合（健康保険）・厚生年金・雇用保険・労災保険

【応募条件】教職経験者又は教員免許を有する人

【備考】受験書類に、教員免許の写しを添付してください。

○ 勤務条件

- ① 任用期間は令和8年11月1日から令和9年3月31日までです。
- ② 給料手当等は時間額の支給となり、時間外勤務手当・通勤手当等が支給される場合があります。
- ③ 勤務時間に応じて健康保険（共済組合短期組合員）・厚生年金保険・雇用保険の適用となります。
- ④ 災害補償は、労働者災害補償の適用となります。
- ⑤ 休暇等は、年次休暇、忌引、産前産後などの特別休暇があります。
- ⑥ 服務については、地方公務員法の守秘義務・信用失墜行為の禁止・職務専念義務などの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ⑦ 全ての会計年度任用職員は、人事評価の対象となります。任用期間ごとに客観的な能力の実証を行った上で任用することになるため、再度の任用にあたっては、人事評価結果を任用の判断要素として活用します。
- ⑧ 身体障害者手帳及び愛護手帳（療育手帳）並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方でも受験できます。
- ⑨ ひとつの職種の中に複数の施設がある場合には、最終的な勤務地は町が決定します。

○ 受験資格

次に掲げる項目のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 南部町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

- ④ 町税等を滞納している人

○ 受験に必要な書類

受験に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 採用試験申込書
- (2) 履歴書
- (3) 応募条件に資格等が記されている職種については、免許証等の写し。

○ 申込方法

受付期間内に、受験に必要な書類を下記受付場所に持参または郵送（当日消印有効）してください。

なお、受験書類を郵便で送付する場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員受験書類在中」と朱書し、南部町役場総務課宛に郵送してください。

【受付時間】

午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日、祝日除く。）

【受付場所】

- ・南部町役場 総務課
- ・南部町剣吉支所
- ・南部町福地支所
- ・南部町南部支所

○ 採用試験

面接試験（随時）

○ 問い合わせ先（郵送先）

南部町役場 総務課 総務班
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場 28-1
電話 0178-76-2111